

3-(9) 子どもたちの豊かな心をはぐくみます

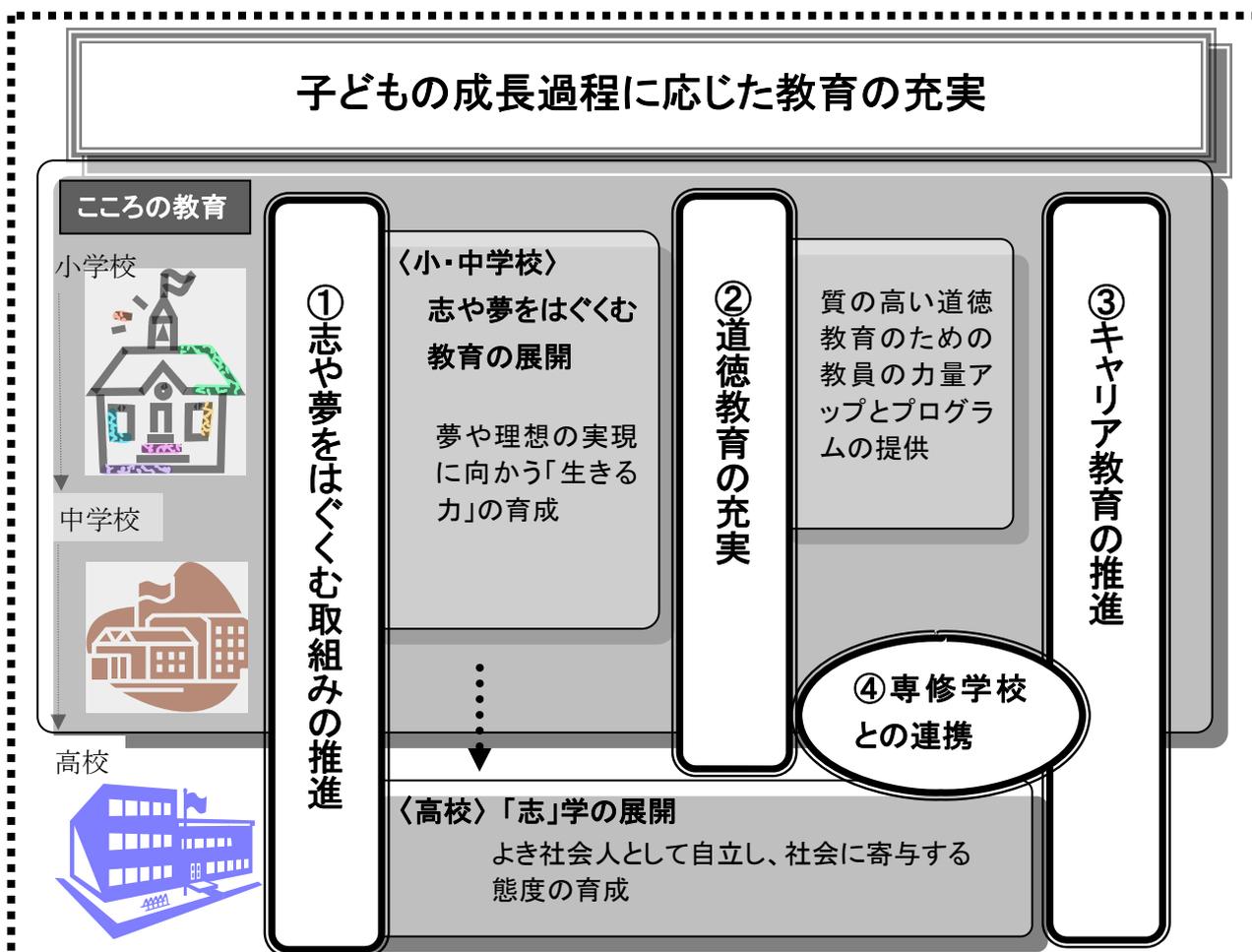
重点項目29 子どもの成長過程に応じた教育の充実

【目標】

- ・「全国学力・学習状況調査」における以下の項目を全国平均以上にする。

(H20年度)	小学校(6年生)		中学校(3年生)	
	府	全国	府	全国
将来の夢や目標を持っていますか	83.0%	84.7%	67.1%	70.7%
自分には良いところがあると思いますか	69.0%	73.4%	53.9%	60.8%
難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦していますか	69.6%	72.3%	58.2%	61.9%

- ・生徒の卒業後の進路を確定し、府立高校(全日制)卒業生における「一時的な仕事に就いた者^{注1}」の数値を「0」にする。(H15: 5.5% → H19: 2.7%)
- ・府立高校(全日制)におけるインターンシップ^{注2}実施率を全国平均以上にする。
(H19 府立高校(全日制)実施率 65.3% 全国公立高校(全日制)実施率 68.1%)



①志や夢をはぐくむ取組みの推進

《事業概要》

カリキュラム等を開発し、副読本（ワークシート）・DVD等の教材を作成して、豊かな情操や人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志を持って自立していくために必要な能力、社会に寄与する態度等を、子どもの成長過程に応じて育成する。

《事業目標》

現 状	平成23年度～
—	「志や夢をはぐくむ教育」を全小・中学校で展開
—	「志」学 ^{注3} を全府立高校で展開

《スケジュール》

○小・中学校における取組みの推進

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
副教材・DVDの内容検討・作成		副教材・DVDの全小・中学校での活用		
----->		—————>		

○高校における取組み（「志」学）の推進

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
教材・カリキュラム等の開発とモデル実施（15校）		全府立高校で展開		
----->		—————>		

※注1【一時的な仕事に就いた者】アルバイト、パート等、臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者。

※注2【インターンシップ】高校生が学習の一環として行う企業等における就業体験のこと。この体験を通じて、生徒は職場における実際的な知識や技術に触れるとともに、自己の適正や将来について考え、主体的な職業意識や職業選択の能力を育成することができるなどの意義がある。

※注3【「志」学】豊かな人間性等を身につけ、夢や希望、志を持ってよき社会人として自立するとともに、社会についての理解や健全な批判力等を養い、社会の発展に寄与する態度をはぐくむことを目的とし、すべての府立高校で展開。

②道徳教育の充実

《事業概要》

学習指導要領の趣旨及び子どもたちや学校、家庭、地域等の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究を行い、その成果を普及する。また、「①志や夢をはぐくむ取組みの推進」において作成する副教材を道徳教育に活用する。さらに、管理職、教員、初任者、指導主事、道徳教育推進教師^{注1}などの研修を実施する。

《事業目標》

現 状	平成 22 年度～
小・中・高校で実践研究を実施（15校）	実践研究の成果を全小・中・高校へ普及

現 状	平成 21 年度～
管理職、教員、初任者、指導主事別の研修を実施	現状に加え、道徳教育推進教師対象の研修を年間3回実施

《スケジュール》

○実践研究

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実践研究の実施 (15校)	実践研究の成果を全小・中・高校へ普及			
副教材・DVDの内容検討・作成 (小・中学校)	副教材を活用した道徳教育の推進 (小・中学校)			

○研修

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
研修の実施				
初任者（年間1回以上）				
管理職・教員・指導主事（年間2回）				
道徳教育推進教師（年間3回）				

※注1【道徳教育推進教師】小・中学校において、道徳教育の指導計画の作成など、学校の中心となって道徳教育を推進、充実する教員。

③キャリア教育^{注1}の推進

《事業概要》

子どもたちに自立した大人として生きていく力を身に付けるため、関係部局や商工会議所等と連携して、小学校から発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進する。

府内の中学校区から「キャリア教育推進地域」をモデル的に指定し、小・中学校間で連携したカリキュラムを開発し、他地域に普及する。また、先進的にキャリア教育に取り組む府立高校をキャリア教育推進研究校に指定し、生徒を正規雇用に導くため、効果的な取組みの情報を発信するなど、就職・就学支援を充実する。

《事業目標》

現 状	平成22年度～
中学校版「キャリア教育・進路指導資料」の府域での普及	キャリア教育推進地域におけるカリキュラム開発と研究成果の全小・中学校への普及
現 状	平成21年度～
府立高校8校にキャリアアドバイザー ^{注2} を配置	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育推進研究校を指定し、その成果を全府立高校に普及 ・キャリア教育に対する教員のスキルアップ

《スケジュール》

○小・中学校におけるキャリア教育の推進

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
小学校版「キャリア教育・進路指導資料」作成	中学校区を「キャリア教育推進地域」に研究指定 推進地域でのカリキュラム開発と情報発信 推進地域実践協議会の開催による推進 フォーラムの開催による全小・中学校への普及			
				

○高校におけるキャリア教育の推進

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
キャリア教育推進研究校を指定し、成果を全府立高校へ普及 教員に対するキャリア教育研修を実施				
				

※注1【キャリア教育】望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度をはぐくむ教育。

※注2【キャリアアドバイザー】民間企業に勤めた経験があり、キャリアカウンセラーの資格を持つ民間人。生徒に対するカウンセリングや教員へのスーパーバイズ等を行いキャリア教育の推進を支援する。

④専修学校^{注1}との連携

《事業概要》

専修学校との連携を進め、様々な進路希望を持つ生徒に対して、多様な進路に関する情報を提供することにより、生徒が各分野の職業に対する理解を深め、進路を選択する力や、卒業後に主体的に生きる力^{注2}をはぐくむ。また、最新技術の一端にふれたり、資格を取得する等、府立高校で体験できない学習機会を増やすことにより、学習意欲を高める。

《事業目標》

現 状	平成25年度
専修学校との教育課程上の連携 (学校外における学修による単位認定等) 府立高校7校	府立高校20校

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
教育課程上の連携を順次拡大				



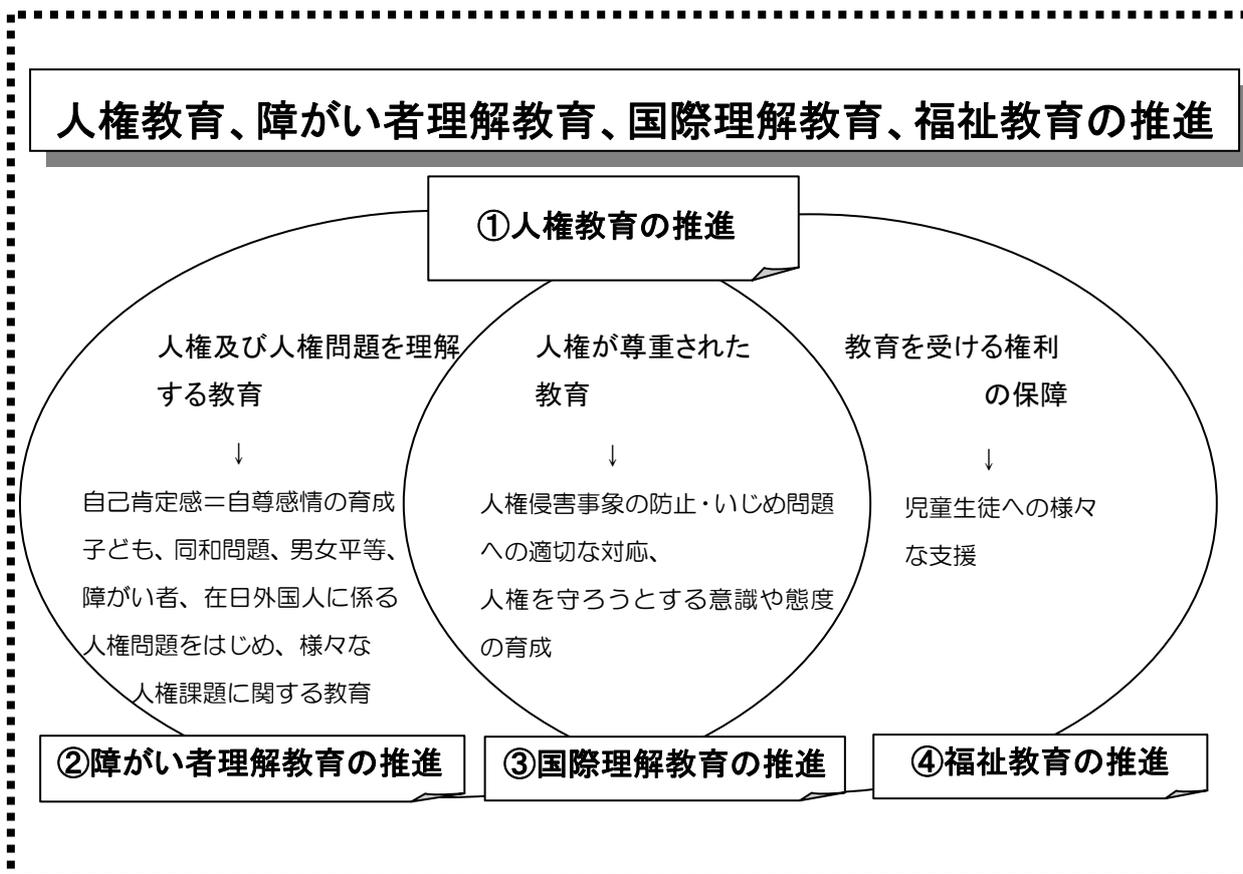
※注1【専修学校】学校教育法で定める教育施設。職業や実生活に必要な能力の育成または教養の向上を図ることを目的とする。簿記・英会話・服飾・デザイン・電子技術など各種ある。

※注2【生きる力】変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」(知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等)、「豊かな人間性」(自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等)、「健康と体力」(たくましく生きるための健康や体力等)などの要素からなる力。

重点項目30 人権教育、障がい者理解教育、国際理解教育、福祉教育の推進

【目標】

- ・人権課題についての理解を深めるとともに自尊感情を高める取組みを通して、自他の人権を守ろうとする意識・態度や、文化・習慣等の違いを尊重する精神をはぐくみ、人権侵害事象及びいじめ等問題行動を減少させる。
- ・障がいのある子どもと障がいのない子どもが「ともに学び、ともに育つ」ことができるよう、小・中・高校で障がい者理解教育を推進する。
- ・在日外国人児童生徒が自らの誇りや自覚を高め、本名を使用できるような環境の醸成に努める等、指導を一層工夫・改善する。
- ・帰国・渡日児童生徒に対する就学支援及び学習・進路支援等を一層充実させる。
- ・社会の中で、人々が支え合い、生きる喜びを味わうことができるよう、福祉教育を推進する。高校においては、福祉施設での実習等、体験学習の機会を拡充する。



①人権教育の推進

《事業概要》

府の「人権教育基本方針」^{注1}「人権教育推進プラン」^{注2}や国の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」^{注3}等を踏まえ、市町村教育委員会や学校、研究団体等と連携し、人権教育プログラム（教員用）及び教材集・資料（児童生徒用）を作成する。また、その成果を実践事例集としてまとめ、研修や報告会等で普及する。

《事業目標》

現 状	平成 22 年度～
人権教育プログラム（素案）の作成	人権教育プログラムに基づいた人権教育の推進
現 状	平成 23 年度～
今日的課題に対応した教材集・資料の必要性	教材集・資料を活用した人権教育の充実

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
人権教育プログラムの作成	人権教育プログラムの更新と実践事例集作成			
教材集・資料の作成		教材集・資料の更新		

※注1 【人権教育基本方針】「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」（平成9年）及び「大阪府人権の社会づくり条例」（平成10年）を踏まえ、平成11年3月に府教育委員会が策定した方針。人権についての正しい理解を図り、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進する基本的な考えを示した。

※注2 【人権教育推進プラン】「人権教育基本方針」とともに、府教育委員会が策定したプラン。人権教育について、「人権及び人権問題を理解する教育」「教育を受ける権利の保障」「人権が尊重された教育」の3側面から基本方向を示し、学校教育、社会教育での具体的施策の推進方向を示している。

※注3 【人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕】「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年閣議決定）を受けて、平成20年4月に文部科学省の「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」が示した報告。平成16年の〔第1次とりまとめ〕では人権教育とは何かを提示、18年の〔第2次とりまとめ〕では指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供。〔第3次とりまとめ〕では〔第2次とりまとめ〕が示した理論的理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載している。

②障がい者理解教育の推進

《事業概要》

「ともに学び、ともに育つ」教育を進めるため、子どもたちがお互いに尊重し、個性を認め合うことができるよう、小・中・高校で障がい者理解教育を推進する。
 そのため、教員に研修等を実施し、指導力の向上を図る。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
全小・中・高校で障がい者理解教育を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・全小・中・高校の全学級で障がい者理解教育を実施 (H22～) ・全小・中・高校で障がい者理解教育の指導計画を作成 (H25～) ・小・中・高校合同研修会の実施

《スケジュール》

○小・中・高校における障がい者理解教育の推進

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
全小・中・高校で障がい者理解教育を実施	全小・中・高校の全学級で障がい者理解教育を実施			
	障がい者理解教育の指導計画を作成			全小・中・高校で障がい者理解教育の指導計画を作成
小・中・高校合同研修会の実施				

③国際理解教育の推進

《事業概要》

小学校外国語活動については、平成23年度までに全小学校で実施する。

学習指導要領に則り、平成20・21年度においては、中核教員^{注1}に研修を行うとともに、担当指導主事連絡会や管理職研修の充実を図る。平成20～22年度の3年間に市町村主催の現職教員研修の支援を行う。その際、「英語ノート」^{注2}の活用方法について提示する。

在日外国人児童生徒に対しては、自らの誇りや自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努める等、指導を一層工夫・改善する。

また、帰国・渡日児童生徒に対しては、小・中学校への日本語指導対応加配教員の配置や、府立高校への教育サポーター^{注3}や専門員^{注4}の派遣、学校生活・進路情報等の多言語での提供など、学習・進路支援や就学支援等を充実する。

《事業目標》

現 状	平成23年度～
小学校の97.4%で外国語活動を実施	全小学校で外国語活動を実施、充実

現 状	平成21年度～
<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導対応加配教員の配置 44校・53名(小中) ・教育サポーター 登録93名、派遣970回 ・市町村への教育サポーター情報の提供 市町村におけるサポーター活用 43名 ・多言語による進路サポート情報等 言語数 6言語 ・担当教員研修の実施 小・中学校 7回(74名) 府立高校 8回(44名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・加配教員の配置 ・登録者数(毎年100名)の確保 派遣回数増加 ・活用者数の増加 ・言語数の拡充 ・研修内容の充実
—	専門員の派遣
—	教科学習のための指導資料等の作成・活用

※注1【中核教員】各小学校で外国語活動推進の中核となり、校内研修の指導者となる力量のある教員。

※注2【英語ノート】小学校5・6年生で導入される外国語活動に向けて文部科学省が作成した教材。

※注3【教育サポーター】府立高校に在籍する日本語指導を必要とする外国人生徒等に対し、授業通訳・日本語指導・母語指導・保護者通訳等の個別の課題に応じ、学習・進路支援等を行う。

※注4【専門員】日本語を母語としない児童生徒等を対象に日本語を教える日本語教師資格を有する者で、教育サポーターや教員が児童生徒・保護者等への支援を通して生じた課題に対して、指導・助言を行う。

◇日本語教師資格(大学で日本語教育を専攻・日本語能力検定試験合格者・420時間の養成講座受講修了者のいずれかの条件を満たした者)

《スケジュール》

○小学校外国語活動の充実

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
中核教員・管理職研修	研究フォーラム開催	全小学校で外国語活動を実施、充実		
担当指導主事連絡会・現職教員研修（市町村主催）		府内での実践を共有化するために指導方法等をホームページにアップ		
「英語ノート」を活用した授業				

○帰国・渡日児童生徒の学習指導・学校生活指導等の充実

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
日本語指導対応加配教員の配置 評価委員会の設置、指導・支援のあり方について検証・改善 教育サポーターの養成・登録・府立高校への派遣、市町村への情報提供、研修会の実施 「教科学習のための指導資料」等の作成・活用 担当教員研修の実施				
専門員のモデル派遣		中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜 ^{注1} 実施校（5校）への専門員の派遣		

○帰国・渡日児童生徒の就学支援及び進路支援の充実

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
就学説明会の実施 進路ガイダンス（7地区） 多言語進路サポート情報等の充実				

※注1【中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜】原則として、中国から帰国した人又は外国籍を有する人で、小学校第4学年以上の学年に編入学した人を対象とする入学者選抜。府立高校5校で実施。

④福祉教育の推進

《事業概要》

小・中学校の児童生徒が、身近なところで暮らしている高齢者、障がい者等の様々な生活や生き方に気づき、福祉問題、福祉活動の意味や役割について理解するよう体験活動による福祉教育を推進する。また、指導事例集「ぬくもり」^{注1}(平成9年作成)を改訂し、その活用の充実を図る。

府立高校生が、福祉に関する知識だけでなく、豊かな福祉マインドを身に付けるため、体験活動に重点をおいた福祉教育を推進する。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
<ul style="list-style-type: none"> 福祉・ボランティア教育実施状況 小学校 545校(87%)、中学校 232校(80%) 全府立高校で福祉教育を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 全小・中学校で実施(H23～) 全府立高校において、体験活動に重点をおいた福祉教育を推進

《スケジュール》

○小・中学校における福祉教育の推進

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
指導事例集「ぬくもり」の改訂		指導事例集「ぬくもり」の全小・中学校での活用		
全小・中学校における福祉・ボランティア教育の推進				

○高校における福祉教育の推進

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
全府立高校における体験活動に重点をおいた福祉教育の推進				

※注1【指導事例集「ぬくもり」】障がいのあるなしに関わらず、ともに生きる喜びを求め、ともに痛みを分かちあえる心豊かな人間を育成し、小学校段階から「福祉のこころ」を持つよう正しい理解と認識を深めさせるための府作成資料集。

重点項目31

読書活動の推進

【目標】

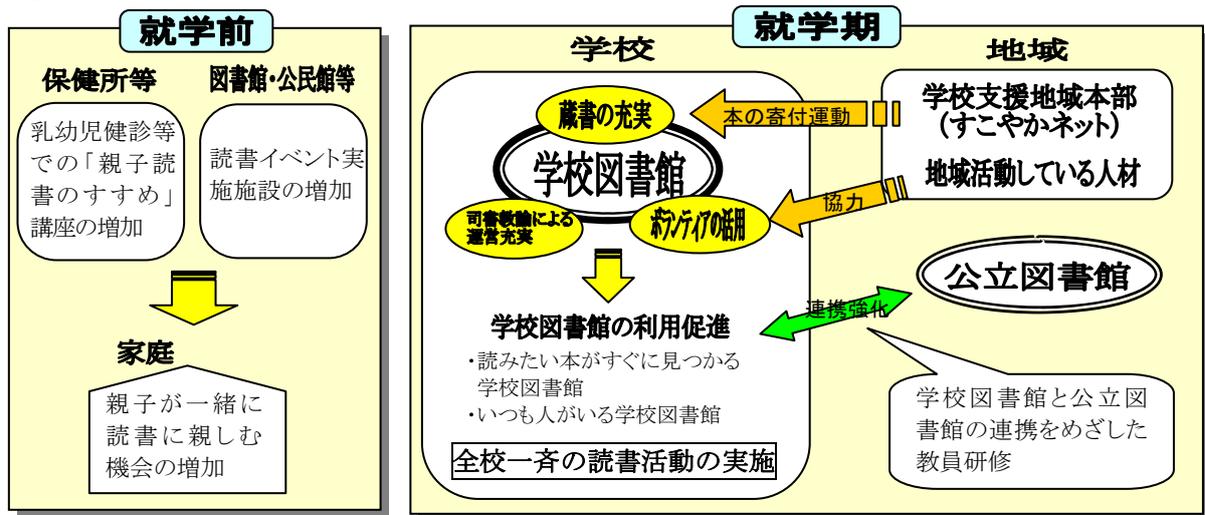
- ・読書が好きな子どもの割合を全国平均以上にする。

(H20 年度)	小学校（6年生）		中学校（3年生）	
	府	全国	府	全国
読書が好きな子どもの割合	42%	46%	33%	44%

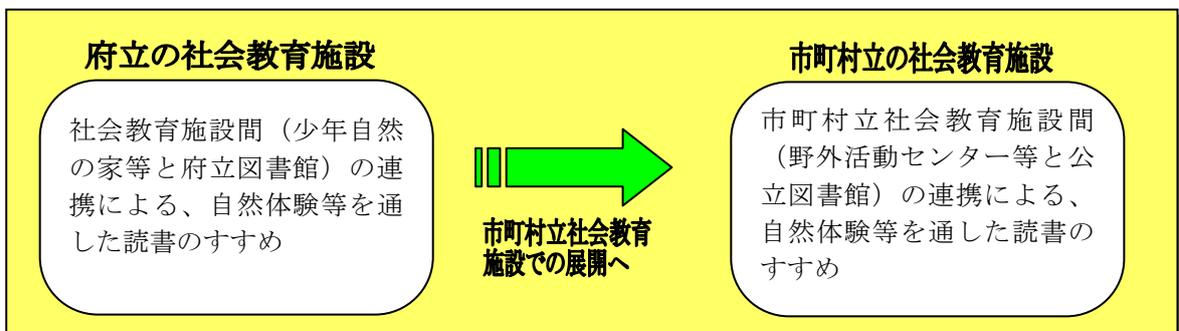
- ・全小・中学校において全校一斉の読書活動を実施する。

(H19 年度)	小学校		中学校	
	府	全国	府	全国
全校一斉の読書活動実施校の割合	88%	94%	55%	84%

①子どもの発達段階に応じた読書活動の推進



②読書活動に結びつく実体験（自然体験等）の推進



①子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

《事業概要》

読書が好きな子どもを増やし、子どもの「学ぶ力」の基礎の確立につなげるため、学校・家庭・地域が連携して、発達段階に応じた読書環境づくりを推進する。

- （就学前）・公立図書館、民間読書団体、市町村福祉部局の連携による乳幼児健診等における保護者への啓発の充実支援（「親子読書のすすめ」講座等実施）
 ・公立図書館・公民館等での読書イベント事業の充実支援
- （就学期）・全校一斉読書活動の推進
 ・学校、地域、民間読書団体の連携による学校図書館の機能向上（地域人材の学校図書館ボランティア^{注1}としての協力促進、学校図書館への本の寄付運動推進）
 ・学校図書館と公立図書館の連携促進に向け、教員研修（公立図書館活用及び読書指導）実施

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
乳幼児健診等で保護者と乳幼児に対して絵本の読み聞かせや紹介・講話等を実施している市町村の割合 63%	全市町村で実施

現 状	平成 25 年度
「子ども読書の日」 ^{注2} にあわせた読書イベントを実施している公立図書館・公民館等の割合 28%	全公立図書館・公民館等で実施
全校一斉の読書活動に取り組んでいる学校の割合 小学校 88% 中学校 55%	全小・中学校で実施
学校図書館の運営援助に地域人材を活用している（書架の整理等）学校の割合 小学校 8% 中学校 6%	全小・中学校で実施
公立図書館と連携（本の貸出、連絡会等）している学校の割合 小学校 80% 中学校 50%	全小・中学校で実施

※注1 【学校図書館ボランティア】学校図書館での読み聞かせや本の貸出・返却業務、書架の整理等環境整備を支援するボランティア。

※注2 【子ども読書の日】4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、平成14年度から設けられた（「子どもの読書活動の推進に関する法律」）。

《スケジュール》

○就学前（乳幼児健診等での絵本の読み聞かせや紹介・講話等）

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
全市町村で実施				
→				

○就学前（読書イベントを実施する公立図書館・公民館等）

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
公立図書館・公民館等での実施拡大				全公立図書館・公民館等で実施
→				→

○就学期（全校一斉の読書活動）

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
全校一斉の読書活動の推進				全小・中学校で実施
→				→

○就学期（地域人材の活用）

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
地域人材を学校図書館ボランティア（書架の整理等）として活用促進				全小・中学校で実施
→				→

○就学期（公立図書館と学校図書館の連携）

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
「公立図書館活用及び読書指導」の教員研修実施による連携促進				全小・中学校で実施
→				→

②読書活動に結びつく実体験（自然体験等）の推進

《事業概要》

子どもたちが、読書の必要性と楽しみ方を新たに発見できるように、読書活動に結びつく実体験（自然体験等）活動の普及に向けた取組みを進める。

〈読書活動に結びつく実体験イベント〉

体験で生じた疑問等を本で調べたり確認する活動を通して、読書の必要性と楽しみ方を新たに発見することをめざしたイベント

(例)「火おこし体験」をしてから、なぜ火がおこるのか本で調べてみよう

- ・府立図書館と府立社会教育施設（少年自然の家等）との連携
- ・公立図書館と市町村立社会教育施設との連携

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
公立図書館と連携した事業（共催事業・連絡会等）を実施している市町村立社会教育施設の割合 10%	全市町村立社会教育施設で実施

《スケジュール》

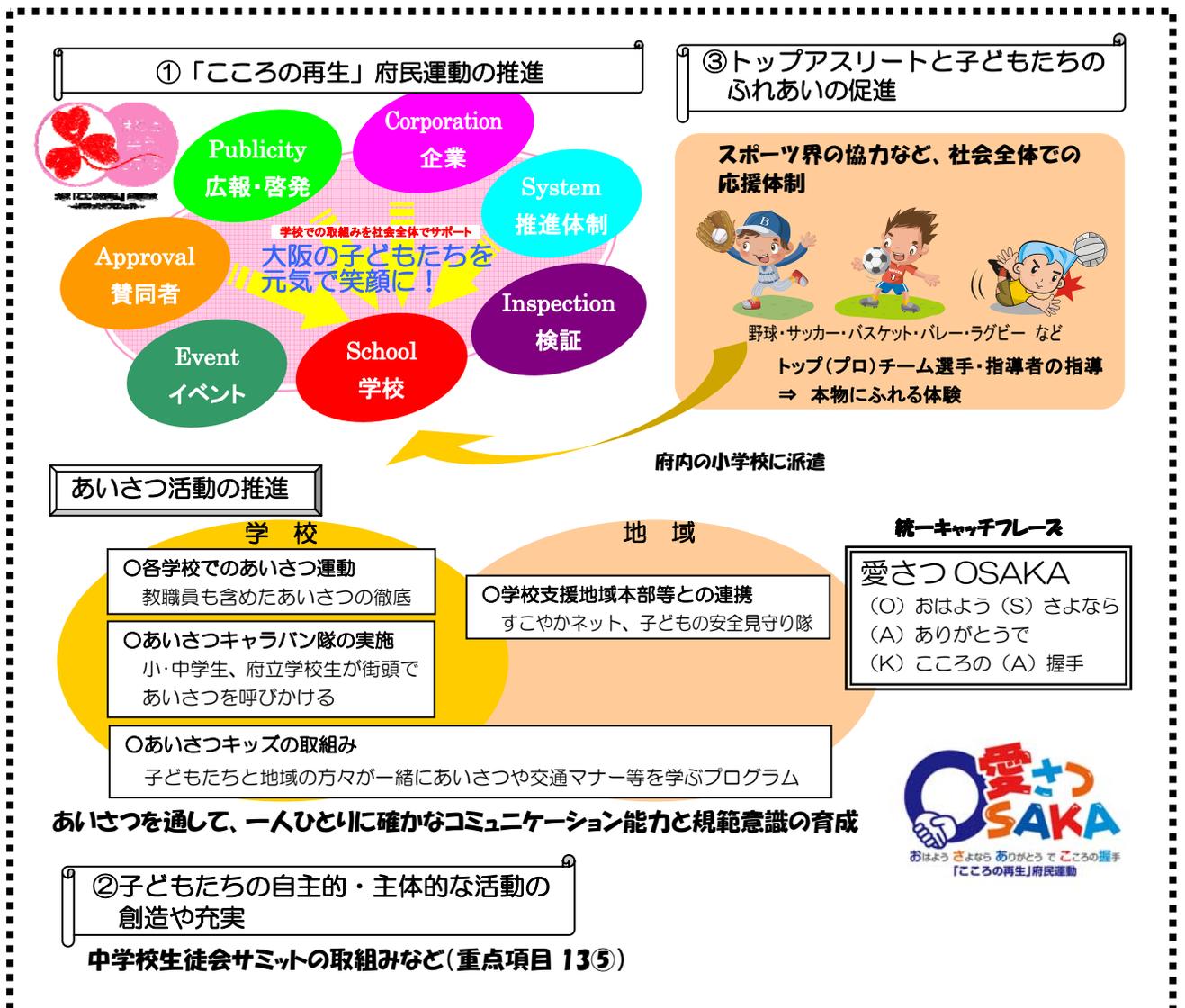
H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
事業内容の検討 -----▶	府立少年自然の家等社会教育施設での事業実施 —————▶			
市町村への展開方策の検討 -----▶		公立図書館と市町村立社会教育施設との連携促進 —————▶	全市町村立社会教育施設で実施 —————▶	

重点項目32 社会全体での「こころ」をはぐくむ取組みの推進

【目標】

- ・「こころの再生」府民運動の認知度を向上させ、子どものいる世帯における認知度を30%にする。(H20：6%)
- ・あいさつを交わせる社会づくりを推進し、小・中学生が地域の人にあいさつをする割合を100%にする。(H20：小学生66%、中学生54%)
- ・「全国学力・学習状況調査」における「将来の夢や目標を持っていますか」の項目について、肯定的な回答率を全国平均以上にする。

(H20年度)	小学校(6年生)		中学校(3年生)	
	府	全国	府	全国
将来の夢や目標を持っていますか	83.0%	84.7%	67.1%	70.7%



①「こころの再生」府民運動の推進

《事業概要》

子どもをめぐる痛ましい事件が多発する中、大人も子どもも今一度、「生命を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、時代や社会がどのように変化しても決して忘れてはならない大切な「こころ」を見つめなおし、毎日の暮らしの中でできることから実践を呼びかける取組みを推進する。平成18年度から27年度までの10年間にわたり運動を展開することとしている。

特に学校、地域を核として、「あいさつOSAKA～（O）おはよう、（S）さよなら、（A）ありがとうで（K）こころの（A）握手～」をあい言葉に、「あいさつキャラバン隊」^{注1}「あいさつキッズ」^{注2}など「あいさつ」を中心とした取組みを推進する。

〈その他の具体的な取組み〉

- ・家族のコミュニケーションを深めるイベント等の開催
- ・幅広い広報啓発（イメージソング、「こころの再生」通信の発行など）
- ・企業と連携促進（大阪「こころの再生」パートナー協定制度など）

《事業目標》

現 状	平成21年度～
府主導による「あいさつキャラバン隊」の活動	全市町村主体の「あいさつキャラバン隊」の活動
現 状	平成24年度～
各学校で独自にあいさつ運動を展開	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校での「あいさつキッズ」の実施 ・あいさつ活動への全教職員・地域の参加（学校・地域を挙げた取組み） 全小学校で朝のあいさつ運動を実施
現 状	平成21年度～
各府立学校で独自に道路の清掃活動、福祉活動等を展開	全府立学校において、生徒が主体的に清掃や福祉活動等を進めるなど、「こころの再生」府民運動の趣旨に沿った、子どもの心を豊かにする教育活動の実施

※注1【あいさつキャラバン隊】小・中学生や府立学校生のボランティアからなる「あいさつキャラバン隊」が、駅前や人通りの多い場所などで府民に直接あいさつを呼びかける取組み。

※注2【あいさつキッズ】小学校低学年の児童が、地域の安全ボランティア（子どもの安全見まもり隊）やPTAの方々と一緒に登下校し、あいさつや交通マナー等を学ぶプログラム。子どもたちと地域の方々をつなぎ、顔の見える地域づくり、地域の教育力の向上を図る。

《スケジュール》

○「こころの再生」府民運動の推進

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
各施策を通じた一人ひとりの実践の呼びかけ 各府立学校へ実践の呼びかけ				
→				

○あいさつ活動の推進（あいさつキャラバン隊）

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
府主導による取組み				
→				
	市町村主体の活動		全市町村で展開	
	→		→	

○あいさつ活動の推進（あいさつキッズ）

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
モデル実施	各市町村への事例紹介		各学校での取組み	
→	→		→	

②子どもたちの自主的・主体的な活動の創造や充実（重点項目34 ①参照）

③トップアスリートとのふれあいの促進（重点項目13 ⑤参照）

重点項目33 歴史・文化等に関する教育の充実

【目標】

- ・大阪の有する多様な文化財を、地域に根ざした貴重な教育資源としてより積極的に活用することにより、郷土への誇りや大阪の伝統や文化を尊重する心をはぐくみ、子どものアイデンティティ形成等にも積極的に寄与する。
(H19: 弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館を利用した小・中学生合計 26,427人 → H25: 合計3万人以上をめざす)
- ・大阪を代表する文化財である百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組みを進める。
- ・文化・芸術を通して子どもたちの心豊かな人格形成を図る。



①文化財と府立博物館の有効活用

《事業概要》

「出かける博物館」事業として、小・中・高校等に対する出前授業や教員向け研修会等における講演、教材としての文化財資料パッケージの貸し出し、文化財をめぐる校外学習の実施等、文化財と府立博物館の学校教育における有効活用を図ることで、地域社会に結びついた学びや実物にふれる学びを実現する。

《事業目標》

現 状	平成 22 年度
出前授業(合計 35 回)・研修会等を実施	出前授業の倍増

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
出前授業の推進	出前授業の倍増	さらなる充実・拡大		
研修会、資料パッケージ貸し出し、校外学習等の推進				

※注1【大阪ミュージアム構想】大阪全体をミュージアムに見立て、府内各地にある魅力的な資源を「展示品」や「館内催し」と捉え、それらを「発掘・再発見」し、「磨き・際立たせ」、それらを「結びつけ」て、内外へ大阪の魅力を発信する構想。

②世界文化遺産^{注1}の登録に向けた取組みの推進

《事業概要》

仁徳陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群と応神陵古墳をはじめとする古市古墳群は、平成20年度、わが国の世界遺産暫定一覧表記載文化遺産とすることが決定した重要な歴史的資産である。今後、百舌鳥・古市古墳群のもつ顕著な普遍的価値の証明等、登録に向けた取組みを進めるとともに、大阪の文化財の代表として学校教育への活用を図る。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
世界遺産暫定一覧表記載文化遺産	世界文化遺産登録に向けた取組みの推進

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
価値の証明 ^{注3} バッファゾーン ^{注4} 等の検討				
→				

※注1【世界文化遺産】1972年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」に基づいて世界遺産リストに登録された、顕著な普遍的価値を有する記念物、建造物群、遺跡、文化的景観などを文化遺産としている。他に自然遺産、複合遺産がある。

※注2【百舌鳥・古市古墳群】堺市に分布する百舌鳥古墳群と羽曳野市・藤井寺市に分布する古市古墳群の両者を指す名称。百舌鳥古墳群には我が国第1位の規模を誇る「仁徳陵古墳」など4世紀後半から5世紀後半に造られた47基の古墳が現存し、古市古墳群には第2位の規模を誇る「応神陵古墳」など4世紀後半から6世紀前半に造られた44基の古墳が現存する。

※注3【価値の証明】世界遺産とは、特別の重要性があり、人類全体のための世界の遺産の一部として保存する必要がある遺産である。登録にあたっては、顕著な普遍的価値をもつことの証明が求められるため、世界各地の古墳の類似例との比較等を進めていくことが必要となる。

※注4【バッファゾーン】文化遺産の保護のため、その遺産の周囲に設けられる利用制限区域。古墳群の持つ価値を継承していくため、どの範囲にどのような内容の利用制限区域が必要かを検討。

③文化・芸術にふれる機会の拡大

《事業概要》

子どもたちが文化・芸術にふれる機会を広げるとともに、芸術を愛好する心情を育て、心豊かな人格形成を図る。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
芸術・スポーツ体感事業等の実施	文化・芸術にふれる機会の拡大

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
文化・芸術にふれる機会の拡大・充実				
→				

3- (10) 責任を持って行動できる大人に育てます

重点項目34 生徒指導の充実**【目標】**

- ・大人が率先して範を示すことで、子どもたちに社会の形成者として必要な規範意識を社会全体で教える環境づくりを進める。

(ルールやマナーを守る割合)

H20：小学校72%、中学校59% ⇒ H25：それぞれ80%)

- ・小・中・高校における暴力行為が全国と比べて多く、全国平均を下回る水準に減少させる。
- ・いじめの根絶をめざすとともに、不登校を減少させる。
(H19 暴力行為の発生件数：小学校411件、中学校5,295件、高校652件)
(H19 いじめの認知件数：小学校1,163件、中学校1,872件、高校216件)
(H19 不登校児童生徒数：小学校1,579人、中学校7,236人、高校4,593人)

生徒指導の充実**①子どもたちの自主的・主体的な活動の創造や充実**

中学校生徒会サミットを実施

②「こころの再生」府民運動の推進

社会の形成者として必要な規範意識の醸成

③児童生徒への指導・支援体制の充実

小・中学校における生徒指導体制の充実と専門家等外部人材の活用による支援

④不登校の未然防止や学校復帰のための支援の推進

専門家を活用した教育相談体制の充実や小・中学校間及び教育支援センター（適応指導教室）との連携の推進

⑤いじめ・暴力行為等生徒指導上の課題対応と子ども自身の問題解決力の育成

「いじめ対応プログラム」の活用、問題解決能力育成プログラムの開発の検討

⑥携帯電話等の課題に対する総合的な対策の推進

携帯・ネット上のいじめ等、新たな生徒指導上の課題に対し、指導・啓発資料、規制等の実施に向けた具体的対応策を推進

⑦生徒支援体制の充実

府立高校における生徒支援体制の充実

①子どもたちの自主的・主体的な活動の創造や充実

《事業概要》

府全体の生徒会で取り組む目標を設定し、その過程を通して、生徒自らがルールを作り、そのルールを守るという自主的・主体的な姿勢をはぐくむために「中学校生徒会サミット」を実施する。中学校で生徒会を中心に取り組んでいることの情報交換や、知事や教育長等との意見交換の場を設ける。あわせて、その成果を発信し、府域での生徒会活動の活性化の気運を高める。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
17市町の代表が参加して中学校生徒会サミットを実施	全市町村の代表が参加して中学校生徒会サミットを実施

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
全市町村代表参加で実施				



②「こころの再生」府民運動の推進（重点項目32 ①参照）

③児童生徒への指導・支援体制の充実

《事業概要》

児童生徒の規範意識の向上と自己指導能力の育成を図るため、「いじめ対応プログラム」^{注1}等を活用し、学校における組織的な対応を充実させ、生徒指導体制の強化に努める。そのため、小学校へのスクールカウンセラーの配置に向けた検討を行うなど専門家を活用した児童生徒の支援体制の充実を図る。また、児童生徒に対し、福祉的観点からの支援を行うため、スクールソーシャルワーカーの活用を充実する。あわせて、専門家のネットワーク化と資質の向上を図る。

さらに、府の総合治安対策を踏まえ、少年非行や暴力行為をはじめとする生徒指導上の課題に対し、非行防止教室の開催等による未然防止に努めるとともに、小・中学校と少年サポートセンター等関係機関による連携ネットワークの強化を図る。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
<ul style="list-style-type: none"> ・全中学校にスクールカウンセラーを配置 ・スクールカウンセラーの研修の実施 (年2回) ・スクールソーシャルワーカーを全市町村に派遣 ・全小学校の5年生に対して非行防止教室を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校へのスクールカウンセラーの配置の検討 ・スクールカウンセラーの資質の向上 ・スクールソーシャルワーカーの資質の向上と派遣の充実 ・非行防止教室の充実

※注1 【いじめ対応プログラム】いじめへの緊急対応と事後指導の観点から、被害・加害等の状況把握と迅速な対応、子ども・保護者への継続的なサポート、関係機関との連携等の流れを時系列で整理し、局面ごとに必要な学校及び府・市町村教育委員会の対応を示している。また、未然防止の観点から、子どもの小さなサインを見逃さないためのチェックリストや、子ども自身にいじめを乗り越える力を身に付けさせるため30のプログラムと、それを活用するための指導プラン等を掲載している。(平成19年6月 大阪府教育委員会発行)

《スケジュール》

○スクールカウンセラーの資質の向上と小学校への配置の検討

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
大阪府臨床心理士会との定期連絡会議の開催 系統的な研修等の実施				
—————▶				
小学校への配置の検討				
- - - - -▶				

○スクールソーシャルワーカーの資質の向上と派遣の充実

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
連絡会議の実施と派遣の充実				
—————▶				

○少年非行未然防止のための非行防止教室の充実（少年サポートセンターの機能の強化）

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
非行防止教室におけるメニューの充実				
—————▶				
非行防止教室等の対象を小5から中1まで拡大することを検討				
- - - - -▶				

④不登校の未然防止や学校復帰のための支援の推進

《事業概要》

不登校の未然防止に向け、各市町村及び校内における不登校対策会議の実施や小・中学校間の連携を推進するとともに、スクールカウンセラーを活用したきめ細かな教育相談体制の充実を図る。

また、長期にわたり不登校状態が継続している児童生徒の学校復帰に向け、効果的な支援や小学校段階での早期対応を図るため、訪問指導アドバイザー^{注1}等を派遣・配置することによって、学校や市町村教育委員会、教育支援センター（適応指導教室^{注2}）の支援に努める。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
各市町村及び校内における不登校対策会議の実施	対策会議の充実

現 状	平成 25 年度
訪問指導による不登校児童生徒の支援 19 市町を支援	訪問指導の充実 全市町村を支援

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
対策会議の充実				
→				
訪問指導アドバイザー等の段階的な派遣・配置の充実				全市町村を支援
→				→

※注1【訪問指導アドバイザー】長期にわたり不登校状態が継続している児童生徒及びその保護者に対し、関係機関等との連携を含めた支援の充実を図るため、市町村教育委員会の要請に応じ教職員及び適応指導教室職員や訪問指導員に指導・助言する専門家。

※注2【教育支援センター（適応指導教室）】不登校児童生徒に対して学校復帰のための指導・援助を行うために、教育委員会が教育センター等の学校以外の場所や学校内の余裕教室等を活用して設置しているものであり、指導員等によりカウンセリング、教科指導、集団活動等の指導・相談活動が行われている。

⑤いじめ・暴力行為等生徒指導上の課題対応と子ども自身の問題解決力の育成

《事業概要》

いじめ等生徒指導上の課題解決に向けた速やかな対応と未然防止策のため、「いじめ対応プログラム」の活用を推進する。また、小6から中1への接続等生徒指導上の具体的な課題に対応した問題解決力育成プログラムの開発及びプログラムに対応した人間関係トレーニング、児童生徒による参加体験型の学習等の実施について検討する。あわせて、いじめ等による被害児童生徒を支援するため、第三者性を活かした被害者救済システム^{注1}の充実を図る。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ対応プログラム」の策定(H19) ・「いじめ対応プログラム実践事例集」の発行 ・被害者救済システムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ対応プログラム」活用のための教員研修の実施 ・問題解決力育成プログラムの開発の検討 ・早期対応及び支援活動の充実

《スケジュール》

○「いじめ対応プログラム」活用のための教員研修の実施

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
活用研修等の実施と各学校における実践				
▶				

○問題解決力育成プログラムの開発の検討

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
プログラム開発とプログラムに対応した取組みの検討 (実践事例集、人間関係トレーニング等体験活動)				
▶				

○早期対応及び支援活動の充実

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
被害者救済システムの充実				
▶				

※注1【被害者救済システム】教育委員会が民間支援機関と連携し、その第三者性を活かすことにより、学校において児童生徒が被害者となる事象（教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント及び体罰、児童生徒間のいじめ等）の解決・救済を図るシステム。

⑥携帯電話等の課題に対する総合的な対策の推進

《事業概要》

携帯電話・インターネット上のいじめ等、新たな生徒指導上の課題に対し、平成20年度実施の「携帯・ネット上のいじめ等課題対策検討会議」での「7つの提言」を踏まえ、小・中学校は携帯電話の校内への持ち込み原則禁止、府立学校は校内での使用原則禁止をはじめとする学校の指導方針を明確にした取組みを徹底し、携帯電話への依存からの脱却を図り、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう具体的な対策を実施する。また、関係部局とも一層連携し、総合的な対策の検討に努める。

〈携帯・ネット上のいじめ等課題対策検討会議〉

携帯電話使用の普及に伴うメールやインターネットによるいじめ等、新たな生徒指導上の課題への対応策が必要であることから、府教育委員会が平成20年5月に「携帯・ネット上のいじめ等課題対策検討会議」を設置した。

平成20年7月には「携帯電話の利用についての実態把握調査」を行い、この最終報告を踏まえて、学校や家庭でのルールづくり等「7つの提言」を取りまとめた。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策検討会議の設置及びとりまとめと提言 ・ 指導マニュアルの作成 ・ 啓発用リーフレット等の作成 ・ 実態調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議でのとりまとめと提言を踏まえた施策の実施 ・ 関係部局と連携した対策検討会議で啓発・指導・規制等による携帯電話・インターネット対策を検討 ・ 指導マニュアルの活用のための教員研修の実施 ・ リーフレットを活用した啓発活動の推進 ・ 相談体制の充実 ・ サイバーネットワーク^{注1}の構築と充実

《スケジュール》

○対策検討会議

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
対策検討会議の 拡充の検討	会議での提言等を踏まえた施策の実施			

○指導マニュアル・リーフレットの活用、相談体制、実態調査

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
指導マニュアルの活用のための教員研修の実施 リーフレットを活用した学校・地域・保護者に対する啓発 相談体制の充実 定期的な実態調査の実施				

○サイバーネットワーク

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
サイバーネットワークの構築	サイバーネットワークの充実			

⑦生徒支援体制の充実（重点項目7③参照）

※注1【サイバーネットワーク】

インターネット上の誹謗中傷などの書き込みの削除方法に関する相談など、子どもを犯罪から守るための緊急対応を目的として、政令市を含む大阪府の全市町村教育委員会と府教育委員会、府警察本部サイバー犯罪対策係が協力して構築を計画している情報連携ネットワーク。